

## 工事検査体制及び監督員体制の変更について

### 1 変更の概要

#### (1) 検査員について

現行

請負金額	130 万円未満	130 万円以上 500 万円未満	500 万円以上
検査員	工事担当課の 次長以上	検査担当課（管財契約課）の職員 ※工事担当課以外の次長以上の場合あり	

変更

請負金額	130 万円未満	130 万円以上 500 万円未満	500 万円以上
検査員	工事担当課の 次長以上	工事担当課の次長以上 ※工事担当課以外の次長以上又は 検査担当課の職員の場合あり	検査担当課の職員 ※工事担当課以外の 次長以上の場合あり

#### (2) 検査の立会いについて

現行

- ・ 請負金額 500 万円以上 9,000 万円未満の工事検査は、主任監督員又は総括監督員が立会う
- ・ 請負金額 9,000 万円以上の工事検査は、総括監督員が立会う

変更

- ・ 下線部を「1 億 5,000 万円」に変更します。

#### (3) 監督員の指定について

現行

- ・ 請負金額 130 万円未満の工事は、担当監督員を指定する
- ・ 請負金額 130 万円以上の工事は、担当監督員、主任監督員、総括監督員を指定する

変更

- ・ 下線部を「500 万円」に変更します。

### 2 実施期日

2021 年（令和 3 年）5 月 1 日以降に検査を行う工事を対象とします。